

京都パルスプラザ  
新型コロナウイルス感染症 拡大防止対策  
**ご利用のガイドライン**



令和2年11月30日（改訂）

一般財団法人 京都府総合見本市会館



## ご利用にあたって（基本）

- ▶ 「身体的距離の確保」・「マスクの着用」・「手洗い」
- ▶ 『3密』の回避
  - ✕ 換気の悪い密閉空間
  - ✕ 多数が集まる密集場所
  - ✕ 間近で会話や発声をする密接場面

※国や京都府の要請に対応したイベント等の開催

- ◇ 「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」  
新型コロナウイルス感染症対策本部決定による  
行政の「催物の開催制限等」に沿った会館の使用
- ◇ 適切な感染予防策の実施



## イベントの開催制限（令和2年12月～来年2月末）

必要な感染防止策が担保される場合には、国の示した目安等を踏まえ、12月以降、当面来年2月末までの規模要件等を以下の取扱とする。（京都府）

時期	12月1日から当面来年2月末まで	
収容率	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踏、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 飲食を伴うが発声がないもの（注1）	100%以内 （席がない場合は適切な間隔）
	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	50%以内（注2） （席がない場合は十分な間隔）
人数上限	(1) 収容人数10,000人超：50%以内 (2) 収容人数10,000人以下：5,000人 (注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）	

(注1) イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

(注2) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。  
すなわち、収容率は50%を超えることがある。

# 大規模イベント開催時の京都府への 事前相談について

全国的な人の移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるような大規模なイベントを計画される場合は、京都府へ事前相談をしていただきますようお願いいたします。

詳しくは京都府のホームページで確認ください  
(<http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/daikiboeventjizensoudan.html>)

## 【対象イベント】

全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベント

## 【相談方法】

大規模イベント計画書（事前相談票）に必要事項を記載の上、  
事前に電子メールにより送付してください。

注※送付方法は電子メールを基本としますが、難しい場合はFAX又は郵送による送付も可とします。

## 【問い合わせ先】

新型コロナウイルス感染症対策本部運営チーム  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
電話番号：075-414-5658  
ファックス：075-414-4477



# 接触確認アプリの利用

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会館を利用される全ての方々へ  
次の接触確認アプリの利用など具体的な措置を講じてください。

## ○厚生労働省

『(COCOA) COVID-19 Contact-Confirming Application』

App StoreまたはGoogle Playで「接触確認アプリ」で検索してインストールしてください。

## ○京都府

『こことろ』※会館の各所に掲示のQRコードを読み込み利用ください。

## ○京都市

『新型コロナあんしん追跡サービス』

※会館の各所に掲示のQRコードを読み込み利用ください。



## 主催者・出席者・入場者・ゲストへの 感染予防周知と健康チェック

- ・全参加者に来場時のマスク着用を事前周知
- ・次の方々には来場を控えるよう事前告知
  - 発熱の症状がある方（『37.5度以上は発熱とみなします』厚生労働省）
  - 咳や息苦しさをを感じる方
  - 基礎疾患がありリスクが高いと自覚される方
  - 味覚や臭覚異常など体調が優れない方
- ・入場時に非接触型体温計やサーモグラフィー等による体温計測
  - 発熱者の入場を制限
- ・全参加者の連絡先を把握（主催者が個人情報保護の視点に立って厳重保管）
- ・厚生労働省・京都府・京都市が取り組む「接触確認アプリ」を推奨



## 催事等開催にあたって (各団体等で作成の業種別ガイドラインを参考に)

例：【商業施設（生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗）】

- 十分な座席の間隔（2m目安（最小1m））の確保（例えば、四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする等）
- 客の身体への接触が必要なサービスを提供する場合は、よりこまめな手洗を実施
- 客の入れ替えのタイミングで消毒を実施
- 混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップキャンペーンの自粛
- 家族連れを避け、必要最小限の人数での買い物を励行  
(参考) 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧（内閣官房 HP）

<https://corona.go.jp/prevention/>

※業態に応じて、業界団体等で作成されているガイドラインを参照のこと





## 飲食を伴う催事

- ・ 多人数での席等の使用は控えること
- ・ 座席の間にパーテーションを設け又は座席の間隔を十分に空ける
- ・ 3密の環境を徹底的に排除すること
- ・ 大皿での取り分けによる食品提供を自粛する
- ・ 背景音楽（BGM）や機械の効果音等を最小限のものとし、客同士の大声での会話が  
行われていないことを確認できる状態にする

- (注1) これまで、「イベント中の食事を伴う催事」は、大声での歓声・声援等が想定されるものとして扱われてきましたが、今後は必要な感染防止策（政府「イベント開催時の必要な感染防止策」を確認ください）が担保されイベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことを可とされています。
- (注2) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよいとされています。従って収容率が50%を超えることもあります。

## ご利用にあたって （展示場）

- ◎ 感染防止のため入場者の整理（密にならないように対応）
- ◎ 対人距離を確保（最低限人とひとが接触しない程度の間隔 大声を出す場合等は1m）
- ◎ 発熱者を体温計などで特定し入場を制限
- ◎ 発熱またはその他の感冒様症状を呈している方の入場を制限
- ◎ 入口及び会場内に手指の消毒設備を設置
- ◎ マスクの着用（催事主催者及び入場者に対する周知）と各自持ち帰り
- ◎ 「3密」を回避する入場者の制限・調整と会場内の整理
- ◎ 対面で接する場合の飛沫防止対策（透明パーテーション設置、距離とるなどの工夫）
- ◎ 会場の換気（外気導入空調や搬出入用扉、出入口の開放）
- ◎ 利用された備品（椅子・テーブルなど）は消毒清掃を行って返却
- ◎ 催事により、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に注意しながら、  
入場者等の名簿を適正に管理（保健所等へ情報提供する場合があることを事前告知）

## ご利用にあたって (会議室・ラウンジ)

- ◎対人距離を確保（最低限人とひとが接触しない程度の間隔）
- ◎発熱またはその他の感冒様症状を呈している方の入場制限
- ◎マスクの着用（催事主催者及び入場者に対する周知）と持ち帰り
- ◎利用人数に応じた適切な広さのスペースを予約
- ◎人とひとが密接しないレイアウト
- ◎部屋の換気（可能な範囲で窓や扉の開放）
- ◎ラウンジで利用された備品（椅子・テーブルなど）は消毒清掃を行って返却
- ◎催事により、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理（保健所等へ情報提供する場合があることを事前告知）



## ご利用にあたって (稲盛ホール)

- ◎感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応）
- ◎対人距離を確保（最低限人とひとが接触しない程度の間隔 大声を出す場合等は1 m）
- ◎発熱者を体温計などで特定し入場を制限
- ◎発熱またはその他の感冒様症状を呈している方の入場制限
- ◎入口及び会場内の手指の消毒設備の設置
- ◎マスクの着用（催事主催者及び入場者に対する周知）と持ち帰り
- ◎予約の際は席数を確認（総席数588席）※収容率は国や京都府が示す要件による
- ◎会場（ホール・楽屋・控室）の換気（外気導入空調や窓、扉の開放）
- ◎催事により、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理（保健所等へ情報提供する場合があることを事前告知）

